

REDD+プロジェクトを推進するにあたっての 「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)」取得のためのガイドライン

はじめに

森林減少及び土地利用の変化に伴う温室効果ガス排出量は全体の2割とされており、途上国における森林の減少・劣化を防ぐことが地球温暖化防止上も重要となっています。そこで、気候変動緩和策にもなる、新たな森林保全・管理の仕組みとして注目されているのが REDD+ です。

REDD は、Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries (森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減) の略称で、途上国での森林減少・劣化の抑制や森林保全による温室効果ガス排出量の減少に経済的なインセンティブを付与することにより、排出削減を行おうとするものです。森林減少ないしは劣化の抑制を対象とする REDD に対し、森林減少・劣化の抑制に加え、森林保全、持続可能な森林経営および森林炭素蓄積の増加に関する取組を含む場合には REDD+ (プラス) と呼ばれています。気候変動枠組条約 (UNFCCC) において温室効果ガス排出削減の取組の1つとして国際的なルール作りの議論が始まりましたが、その後二国間や民間ベース等で先行的な取組が広がっています。

気候変動緩和策としての REDD+への期待が高まる一方で、REDD+が森林に生計手段等を依存して暮らす先住民族や地域コミュニティに負の影響を与えることが懸念されています。たとえば、REDD+プロジェクト対象地域から、地域コミュニティが排除され、彼らの森林利用が制限・禁止されたりするのではないかという声が先住民族等から挙げられる事例も少なくありません¹²。このような先住民族の声を反映して、2010年の気候変動枠組条約締約国会議 (COP16) では、REDD+実施には地域社会や森林生態系への負の影響を防ぐための手立てとしてセーフガード対策もあわせて実施されなくてはならないことが合意されています。そして、セーフガード実施のための手引きやガイドブックが次々と出され始めています。

数多く出されているこれらの情報を整理しつつ、特に森林開発・保全の現場で起きている社会的課題に注目してもらおうということで始めたのが「途上国の森林保全に寄与する社会セーフガードに関するガイドラインの作成・試行・普及プロジェクト」です。REDD+に関心を持つ日本の援助機関や民間企業等を対象に、先住民族や地域コミュニティから自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意=FPICを得ていくためのガイドラインを提供することをねらいとしています。

本ガイドラインの特色は、プロジェクトベースの REDD+事業向けに、FPIC 実施の手順を時系列に示したことにあります。2013年9月時点では第1版で、今後、国内外の専門家や関係者からのご意見等をいただき、2014年度初めに最終版を完成させ、さらに日本語版だけでなく英語版等の作成も計画しています。

本ガイドラインが普及することで、日本の組織・企業等に社会セーフガードの重要性についての関心が高まり、真の意味で途上国における森林減少・劣化の防止と気候変動緩和の実現に寄与することを期待します。

2013年9月

地球・人間環境フォーラム／熱帯林行動ネットワーク (JATAN)
FPIC チーム

解説

ここでは、REDD+という森林保全・管理の現場でなぜFPICが求められるのかを理解するために、FPICの定義と過去の議論の経緯、またREDD+をめぐる国際交渉などの背景について解説する。

1. FPICとは？

FPICは、Free, Prior and Informed Consentの頭文字をとっており、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」と訳される。具体的には、ある事業が先住民族などの土地、領域、資源などに影響を及ぼす恐れがある場合に、その事業に対して先住民族などが同意するか否か判断する権利／原則とされる。なお、もともとは、先住民族の権利として、国連などで認められてきたものが、最近では、先住民族以外の地域コミュニティなどにも適用されるようになってきている。

(1) FPICの4つの構成要素³

FPICを構成する4つの要素「Free」、「Prior」、「Informed」、「Consent」に分けてその意味を見てみよう。

自由意思 (Free) とは？

強制、脅し、または操作のないこと。

事前 (Prior) とは？

活動の認可または開始よりも十分に前の時点で同意を求めることを意味し、対象となる人々と協議を行い、彼らの同意を得るための時間的な要件を尊重すること。

十分な情報が与えられた (Informed) とは？

少なくとも以下の諸側面に関連する情報が提供されるという意味である。

1. 提案されたプロジェクトまたは活動の性格、規模、ペース、復元可能性および範囲
2. プロジェクトまたは（および）活動の理由または目的
3. 実施期間
4. 影響を受ける地域の特定
5. 予防原則を尊重するとの文脈で、潜在的な危険および公正で公平な利益配分を含めた、経済的、社会的、文化的および環境への影響についての予備評価
6. 提案されたプロジェクトに関与する人員（先住民族、民間セクターの職員、研究施設、政府職員そのほかを含む）
7. プロジェクトの実施の手順

同意 (Consent) とは？

同意の手続きは協議と参加からなり、協議は誠実に実施されなくてはならない。当事者は、相互に敬意を表明し、公平な参加を保証した上で、適切な解決を見出すことのできる対話の場をつくる。協議には利害当事者間で意思疎通を行うための時間と効果的な仕組みが必要である。対象となる人々は、自ら自由に選んだ代表および慣習上またはその他の機関を通じて参加できるような仕組みが必要である。ジェンダーの視点および女性の参加ならびに適切な場合に子どもと青年による参加が不可欠とされる。この手続きには、同意を留保するという選択肢を含むことができる。協定締結にいたる同意は、先住民族が合理的に理解した解釈に従う。

(2) FPICの対象は？

本ガイドラインでは、その適用対象を、REDD+プロジェクト実施地域及び周辺を利用する、あるいは居住する先住民族および地域コミュニティとしている。

先住民族としてよく知られている人々として、南北アメリカ大陸インディアンやインディオ、北極圏に近いエスキモーやアリュート、北欧のサーミ、オーストラリアのアボリジニー、東アジアのアイヌ等がある。これらの先住民族の総数は1億9,000万から6億2,500万人といわれている⁴。

先住民族については、国際的に合意されている唯一の定義はないとされているが⁵、これまでの議論では、「先住民族と自認する集団は、先住民族かどうか自ら決めるべきである」という自己認識性（自認）が、先住民族をどう捉えるかということを考える際に欠かせない視点としてあげられている⁶。先住民族をどう捉えるかを考える際に参考となる視点として以下が考えられる⁷。

1. 先住民族として自己認識し、個々のレベルでコミュニティの一員として受け入れる
2. 植民地化・併合以前から、当該地域との歴史的つながりや連携を持っている
3. 自らの領域とその周辺の資源に強固な連結を持っている
4. 部分的にせよ独自の社会・経済・政治システムを維持している
5. 部分的にせよ独自の言語・文化・信仰・知識を維持している
6. 自らの固有性と独自の社会・経済・文化・政治機構を独自の民族や社会として維持し発展させる決意を有している
7. 社会において明らかに支配的でない階層を形成している

生物多様性条約（CBD）を除いて国連の条約・宣言・総会決議などでは、FPICの適用対象は「先住民族」とされていて、それ以外の地域コミュニティへの言及はない。これに対しUN-REDD ProgrammeのFPICガイドライン⁸では、「森林に依存するコミュニティ（Forest-dependent communities）」を対象に加えている。ただしUN-REDDは、森林に依存するコミュニティに対しては事前協議を義務付けるに留めている⁹。一方、森林管理協議会（Forest Stewardship Council : FSC）は、事業対象地域内とその近隣の地域コミュニティに先住民族と同等のFPICを認めていて¹⁰、対応が分かれている。ただ実際にはUN-REDDも、先住民族と同等の状況に置かれた森林に依存するコミュニティに対してはFPICを取り付けることを要求するとしている¹¹。またFSCも地域コミュニティが正当な権利を保有することと、重大な影響を受けることをFPICの対象とする条件とし対象を限定している。

そもそも先住民族の定義がUNDRIPでなされていないことから（詳細は2(4)「先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）」参照）、先住民族とそれ以外の地域コミュニティの区別自体を一層困難にしている。受ける影響の大きさをFPICの対象とするかどうかの基準とすることにも、客観的基準設定の困難さが伴う。

実務的にはそこに森林に依存して暮らす人々がいる以上、それらの人々の同意と参加なしに事業を進めることは不可能であることから、本ガイドラインは、先住民族であるかを区別せずにすべての正当な権利を有するコミュニティにFPICを適用することとしている。

(3) FPICが必要なのはどんな場合？

FPICの取得がいつ必要となるかについては、UN-REDD Programmeが作成したチェックリストを活用できる¹²。以下にリストアップされた項目のうち1つでも該当する場合にはFPIC取得のためのプロセスに着手することが望ましい。

1. 先住民族または地域コミュニティに対して彼らの土地からの移転や退去を必要とするか
2. 先住民族または地域コミュニティの文化的・知的・宗教的・精神的財産をはく奪、または傷つけることがあるかどうか
3. 先住民族または地域コミュニティの権利、土地、領域、資源に影響を及ぼすような法的または行政的な手段を講じる、または実施するか
4. 先住民族または地域コミュニティの土地／領域での採鉱、石油、またはガス採掘を伴うか
5. 先住民族または地域コミュニティの土地／領域での伐採施業を伴うか
6. 先住民族または地域コミュニティの土地／領域でのプランテーション開発を伴うか
7. 先住民族または地域コミュニティの土地／領域／資源についての権利状況に影響を及ぼすか
8. 先住民族または地域コミュニティが保持する知識、発明、または慣習を利用することを伴うか
9. 先住民族または地域コミュニティの伝統的な土地所有または慣習的利用を行っている土地の自然資源／文化的資源の商業利用を伴うか

10. 先住民族または地域コミュニティの土地／領域／資源由来の利益を得られる場合、その利益分配に関する意思決定を伴うか
11. 先住民族または地域コミュニティと彼らの土地または文化との関係を継続させる上での影響があるかどうか

2. FPIC の権利をめぐる国際的な規範

先住民族の権利をめぐる国際的規範である国連での宣言や条約として、ILO 第 169 号条約、生物多様性条約、先住民族の権利に関する国連宣言 (UNDRIP)、及び企業に適用される人権に関する国際規範を紹介する。

(1) ILO 第 169 号条約 (1989 年)

国際労働機関 (ILO) は、国際連盟の時代から先住民族の権利に取り組んできたが、戦後になって 1957 年に第 107 号条約 (土民及び種族民条約) を採択した。さらに 1989 年には、「先住民・種族民が独自の文化、伝統、経済を維持してゆくことを尊重するため¹³⁾」その一部を改正した第 169 号条約 (原住民及び種族民条約) が ILO 総会で採択された。

ILO 第 169 号条約の FPIC に関連する項目の概要は以下の通り；

- ・ 第 169 号条約の対象は先住民族と種族民 (Tribal People) で、「原住又は種族であるという自己認識は、この条約を適用する集団を決定する基本的な基準とみなされる (第 1 条 2 項)」と規定している。
- ・ 第 5 条は社会的・文化的・宗教的・精神的価値と慣行の認知・保護、第 8 条は自己の慣行と制度の維持を保障する。
- ・ 第 6 条で対象となる人々に影響を及ぼす可能性のある法的・行政的措置の実施にあたっては、関係する人々とのその代表機関を通じて「信義に基づいた」「適切な」「提案された措置についての合意又は同意を達成することを目的とする」協議を行うことを求めている。
- ・ 第 14 条で、伝統的に占有してきた土地に対する所有権と、占有はしていないが伝統的に生計などのために立ち入り利用してきた土地への利用権を認めて、その上で、
- ・ 第 16 条 2 項で例外措置として関係する人々の移転が必要とされる場合に「自由意思による (Free)」、「十分な情報に基づく (Informed)」、「同意」の取り付けを条件とすると規定されている。

ILO 第 169 号条約は、先住民族の権利の保護やその慣習・慣習法への配慮など、先進的な要素を取り入れているが、先住民族の自己決定権が書かれておらず¹⁴⁾、また「先住民族はその条約では国際法の主体とならないという制限規定¹⁵⁾」を持つ。

ILO 第 169 号条約は先住民・部族民の権利に特化した、批准国に対して法的拘束力を有する唯一の条約であるが、第 169 号条約は現在でも中南米を中心とする僅か 22 か国で批准されているのみで、日本も含めた主要国のほとんどと、アジア各国も軒並み未批准という状況にある。

(2) 生物多様性条約 (CBD) COP5 決議 V/16 (2000 年)

1992 年に採択された生物多様性条約はその第 8 条で「先住民と地域コミュニティの持つ伝統的知識、考案と慣行は、その所有者の承諾と参加のもとでそれらの一層広い適用を促進すること」と規定しているが、第 5 回締約国会議 (COP5) の決議はさらに踏み込んで、「先住民及び地域コミュニティの伝統的知識、考案及び慣行の利用は、そうした知識、考案、慣行の所有者からの事前の情報に基づく同意、又は事前の情報に基づく許可が条件とならねばならない」とした。

(3) 先住民族の権利に関する国連宣言 (UNDRIP) (2007 年)

1982 年に立ち上がった国際連合先住民族作業部会 (WGIP) で 1985 年から起草作業が始まった「先住民族の権利に関する国連宣言 (UNDRIP)」は、2007 年 9 月に採択された。この宣言は先住民族の権利に関する中核的規範として認められているので、以下にその内容について解説する。

① 先住民族の定義

UNDRIP は先住民族の権利に関する宣言であるにもかかわらず、先住民族とは誰であるかの定義が存在しない。これ以前には国連では、侵略前及び植民地化前から存在する先祖伝来の領域があること（先住性）などの規定を含む Cobo 定義とよばれるものが認知されていた¹⁶。にもかかわらず ILO 第 169 号条約もこれを採用せず、UNDRIP は定義すること自体を回避した。これには「植民地化を起点とした先住性にはこだわらず、先住民族の権利をアジア及びアフリカを含めて普遍的に適用すべき」と起草者が考えたこと¹⁷、先住民族自身が宣言の適用が過度に狭まることを望まなかったから¹⁸とされる。しかし、定義がないことで、適用されるべき人々の範囲が定まらないという問題や、誰が先住民族であり誰がそうでないかが各国の独自の判断で決定されるという懸念も表明されている¹⁹。

② 自己決定権

FPIC との関連では、自己決定権を規定する第 3 条の後段にある「経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する」権利が、FPIC を支える基本的な権利となっている。FPIC の権利は基本的な権利からの派生的権利とされ、その源となる権利は、自己決定権、財産権、参加権、強制移住させられない権利などであるとされる²⁰。宣言の第 26 条は土地と資源に対する権利、第 18 条は意思決定への参加の権利、第 10 条は強制移住の禁止を規定しており、FPIC の権利を支える全ての基本的権利が UNDRIP に規定されている。

③ FPIC 関連規定

FPIC に言及した条項が 6 条項あり、それぞれ FPIC を求め・取り付けることが必要とされる行為・施策が明示的に規定されている。それらは次の通り。

- ・ 先住民族に影響を及ぼし得る立法的・行政的措置の採択・実施（第 19 条）
- ・ 先住民族の土地・領域・資源に影響を及ぼす事業の承認（第 32 条 2 項）

どちらも対象行為は包括的で一般的に規定されている。これらの行為・施策については「自由で事前の情報に基づく同意を得るため」「誠実に協議協力する」ことを求めている。国際法理論ではこの文言は国家に FPIC 取得を義務付けるものではないとされる²¹。

- ・ 先住民族自らの土地または領域からの強制的な移動（第 10 条）
- ・ 先住民族の土地または領域での有害物質の貯蔵および廃棄処分（第 29 条）

これらの行為・施策に関しては「自由で事前の情報に基づく合意なしに」は「行われない」と規定されている。これらの行為・施策に関して国家は FPIC 取得の義務を負うとされる²²。

- ・ 自由で事前の情報に基づく同意なしでの先住民族の文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル（霊的、超自然的）な財産の奪取（第 11 条 2 項）
- ・ 先住民族が伝統的に所有・占有・使用してきた土地・領域・資源の自由で事前の情報に基づいた同意なしでの没収・収奪・占有・使用、または損害を与えること（第 28 条 1 項）

これらは過去に行われた行為・施策に対する補償・救済を国家に課す形で規定されているが、今後においてもこれらの行為・施策が行われる前にも FPIC を取り付けることを義務付ける規定であると理解されている²³。

(4) 企業に適用される国際的人権規範

国際人権法が義務を課しているのは国家であり²⁴、私企業部門には国際法上第一義的責任を有する国家の機能を通じて間接的に適用されるに留まり²⁵、基本的には企業に直接適用されるものではないとされる²⁶。とすれば、これまで見てきた国際的規範も理論的には企業には適用されないもので、これらの規範を企業の規範とするためにはミッシング・リンクを埋めるものが必要となる。国連によるこうした役割を担うイニチアティブとして人権理事会による「ビジネスと人権に関する指導原則」の採択がある。

これは2005年に事務総長特別代表 (SRSG) に任命されたジョン・ラギーが人権侵害の事例の徹底調査とステーク・ホルダーとの協議を経てまとめ上げたもので、2008年に採択されたビジネスと人権に係る考え方と政策の枠組みを示す「保護、尊重、救済フレームワーク」と、2011年に採択された実施のための指針にあたる「ビジネスと人権に関する指導原則」からなる。これらは、「国家による企業を含む第三者による人権侵害に対する保護義務」と「企業による人権の尊重義務」及び「人権侵害を受けた者への効果的な救済手段」を3本の柱として²⁷、人権の促進と保護を図ろうとするものである。また、法的拘束力は持たないが、国家に対してのみならず、企業に対しても「人権を尊重する義務」を直接課している²⁸、他者の人権を侵害しないことと、サプライ・チェーンを含めて人権への負の影響の軽減・防止に努め、人権デュー・ディリジェンス²⁹を継続的に行うことを求めている。これらはいわゆるソフト・ローであるが、広く、加盟国、産業界、そしてかなりの部分の政策提言団体に受け入れられている³⁰。さらに、ほぼ同じ時期に起草が行われた国際標準化機構の企業の社会的責任に関する規格であるISO26000やOECD多国籍企業行動指針2011年改定版³¹などにも取り入れられていて³²、そのもたらした影響は大きい。

この指導原則の企業の人権尊重義務に関する第12原則は、尊重の対象となる最低限の人権を国際人権章典に定められた権利と、ILOの「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」にある基本的権利としているが、解説部分で特別な配慮を必要とする特定の集団や民族の権利の尊重を求めている、それらの権利の内容を特定する文書として先住民族に関する国連文書などを挙げている。この先住民族に関する国連文書はUNDRIP、生物多様性条約、およびILO第169号条約と考えられるので、企業がこの指導原則を受け入れることは、今まで見てきたFPICの根拠となる国際的規範を受け入れたことになり、企業はそれらが定めるところのFPIC取得の義務を負うのである。

3. REDD+で求められる社会セーフガード

REDD+は森林の減少・劣化を食い止めることや森林保全活動などにより、そこからの二酸化炭素排出削減しようという地球温暖化への緩和策の一つであり、2020年以降のポスト・京都議定書の新しい取り組み体制の中に組み込まれるべき政策アプローチとして現在もまだその細目を詰める交渉が続けられている。

(1) REDDのセーフガードをめぐる経緯

REDD+は、2005年の気候変動枠組条約の第11回締約国会議 (COP11) においてパプア・ニューギニアとコスタリカによって初めて森林減少防止による排出削減活動 (Reducing Emission from Deforestation in Developing countries) が提言されたことから始まる。当初から、効果の永続性 (Permanence) や、ある地域の森林減少防止が他の地域での森林減少に置き換わってしまうリーケージ (Leakage あるいは Displacement) といった活動の有効性に関する懸念と、森林減少防止が森林に依拠して暮している人々の締め出しや熱帯林の人工林への転換につながるなどへの懸念が示されていた。セーフガードはこうした活動の有効性の問題と地域コミュニティや、熱帯林の生物多様性などの環境に与える負の影響の問題に対応する保障措置として考えられている。

2010年のメキシコ・カンクンでのCOP16でREDD+についてはその大枠が合意され決議として採択され、その中にREDD+のセーフガードに関する規定が織り込まれることとなった。

カンクン合意では、REDD+の実施は「セーフガードが支持され促進されなければならない」と規定されており、具体的なセーフガードとして以下のように7項目が提示されている。

- (a) 活動は国家森林プログラムや関連する国際条約及び国際合意の目標に沿う、あるいはそれらを補完するものであること
- (b) 当該国の主権と法令を考慮に入れた、透明かつ効果的な国家森林ガバナンス
- (c) 関連する国際的な義務、各国の状況や法律法制度を考慮した上で、さらに国連総会が「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択したことに留意して、先住民族と地域コミュニティ構成員の知見や権利を尊重すること
- (d) 関係するステークホルダー、特に先住民族や地域コミュニティの全面的かつ効果的な参加
- (e) 活動は天然林と生物多様性の保全と調和を保ち、天然林の転換に利用されることなく、反対に天然林及び生態系サービスの保護・保全を奨励するものであること
- (f) 活動は反転のリスクに取り組むこと

(g) 活動は排出の移転を低減するものであること。

(a)/(b)は合目的性と森林ガバナンスの保障であるが、政策アプローチとしての REDD+の効果を挙げるための大前提が正しい目標設定と不正・腐敗のない十分機能しているガバナンスとであり、また、環境と社会の保護にとってもガバナンスは欠かせないことによるものである。(c)/(d)/(e)が環境や社会に対する負の影響を防止する(環境・社会に対する便益を保障することを含む)ための項目であり、(f)/(g)は REDD+の緩和の効果を永続的に保障するための項目となる。

なお、「セーフガードが支持され促進されなければならない」という合意書の文言は国家に対処を義務付けるものにはなっていないが、合意書は後段で途上国に対して、セーフガードにどのように対処しているかについての情報提供システムの構築を求めている、それによりセーフガードの実効性を確保しようとしている。

(2) セーフガードにおける FPIC の位置付け

FPIC の観点から見た場合に直接関連するのが、(c)の先住民族・地域コミュニティの権利・知見の尊重と、(d)の先住民族と地域コミュニティの参加となる。注目すべきは(c)において「国連総会が UNDRIP を採択したことに留意して」と特記されている点である。UN-REDD は「カンクン合意あるいは REDD+セーフガードに関する付属書の中には“FPIC”についての明示的言及はないが、文中に国連総会が(それ自体が FPIC の原則を述べている) UNDRIP を採択したことを記していることから間接的に FPIC が取り上げられている」と述べている。これは、FPIC を確実にすることがセーフガード(c)項目である先住民族・地域コミュニティの権利と知見の尊重、及び(d)項目の先住民族と地域コミュニティの全面的かつ効率的な参加というカンクン合意の要求を満たす手段となると結論していることによる³³。

本ガイドラインもこの考え方を支持・踏襲するものである。

なお、セーフガード実施状況をフォローするための制度として途上国に対して求められている情報提供システムについては、COP17 (2011 年) でガイドラインが合意されたが、大まかな道筋を示したにとどまっている。そのため、2014 年末までに追加的ガイドラインの必要性についての結論を出す予定となっている³⁴。

UNFCCC が提供するのはいくまでガイドラインであり、実際の情報提供システムの構築は各途上国が個別の事情に合う形で行うことを求められている。これに対応して民間の REDD+ SES イニシアティブ³⁵は、各途上国が国家レベルのセーフガード情報提供システムを構築するためのガイドライン³⁶と、セーフガードが遵守されているかどうかを判定するための原則と基準及び指標からなる REDD+社会・環境基準³⁷を策定している。REDD+ SES イニシアティブは、それをベースに個々の国の事情を加味した情報システムを構築すべくエクアドル政府、ネパール政府、インドネシアの中央カリマンタン県政府などと共同作業中である。また、UN-REDD も国家レベルでの UNFCCC に対応するセーフガード策定への支援を一つの目的とする社会・環境基準を策定している³⁸。こうした動きの成果が各国のセーフガードの情報提供システムに取り入れられる可能性は高い。そうなれば、情報システムに組み込まれた原理・基準・指標が実質的に UNFCCC のセーフガードの具体的内容を決定するものとなってくると思われる。REDD+ SES イニシアティブも UN-REDD も基本的に FPIC をその中核原則として基準に組み込んでいることからすれば、FPIC が REDD+のセーフガードの実質的な中心的要件となっていくことが予測される。

こうしたことを考慮すると、今後の REDD+の実施段階においてはセーフガードに沿って事業を進める上で先住民族や地域コミュニティの FPIC を検証可能な形で取得することが不可欠な要件となると思われる。

参考・引用文献

- ¹ IWGIA, AIPP, FPP, TEBTEBBA. 2010. What is REDD?. p.66-67
- ² Alex Kirby. 2013. Panama's Indigenous People Reject UN Forest Plan. Climate Central.
<http://www.climatecentral.org/news/panamas-indigenous-people-reject-un-forest-plan-16057>
- ³ 本セクションでは以下を参照した。United Nations Economic and Social Council. Report of the International Workshop on Methodologies regarding Free, Prior and Informed Consent and Indigenous Peoples. E/C.19/2005/3. 及び 苑原俊明. 2007. 先住民族の権利—事前の自由なインフォームド・コンセント原則との関連で. 国立民族学博物館研究報告 32 (1) :63-85(2007)
- ⁴ 松原正毅 (編). 2002. 世界民族問題事典新訂増補版. 平凡社. p.594 - 597
上村英明氏はこの事典の中で次の 2 つの数字をあげている。ワールドウォッチ研究所「地球白書 1993～1994」によれば 1 億 9,000 万～6 億 2,500 万人と推定されている一方、国連の推計では 70 ケ国以上約 3 億人。
- ⁵ UN-REDD Programme. 2013. Guidelines on Free, Prior and Informed Consent. p.36
- ⁶ 窪田幸子編. 2009 年. 先住民とはだれか. 世界思想社. p.18
- ⁷ 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.36 - 40
- ⁸ 前掲 UN-REDD Programme. 2013.
- ⁹ 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.11
- ¹⁰ Forest Stewardship Council. 2012. FSC guidelines for the implementation of the rights to free, prior, and informed consent (FPIC) Version 1. p.13
- ¹¹ 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.12
- ¹² 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.27
- ¹³ ILO 駐日事務所のウェブサイト http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_c169.htm
- ¹⁴ 横田洋三. 2008. 先住民族フォーラム記念講演録「先住民族の課題と展望—国連での取り組みを中心に. p.7
- ¹⁵ 上村英明. 2008. 「先住民族の権利に関する国連宣言」獲得への長い道のり. 「PRIME」(明治学院大学国際平和研究所紀要). 第 27 号. p.63
- ¹⁶ 小坂田裕子. 2010. アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の需要と抵抗—先住民族の定義・自決権・土地権をめぐって. 中京法学巻 1・2 号 (2010 年) . p.4
- ¹⁷ 前掲小坂田. 2010. p. 8
- ¹⁸ ILA. 2010. THE HAGUE CONFERENCE (2010) RIGHTS OF INDIGENOUS PEOPLES Interim Report. p.6
- ¹⁹ 前掲 ILA. 2010. p.7
- ²⁰ 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p. 9
- ²¹ ILA. 2012. SOFIA CONFERENCE (2012) RIGHTS OF INDIGENOUS PEOPLES Final Report. p.6
- ²² 前掲 ILA. 2012. p. 7
- ²³ 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.24-25
- ²⁴ Knox, John H.. “The Ruggie Rules: Applying Human Rights Law to Corporations.” p.5, *Wake Forest Univ. Legal Studies Paper No. 1916664*, August 16, 2011. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1916664>. p.5
- ²⁵ 前掲 Knox, John H., 2011 p.7
- ²⁶ 前掲 Knox, John H., 2011. p.1
- ²⁷ UN Docs. A/HRC/8/5 7. April 2008. p.1
- ²⁸ ただし義務を課す根拠は国際法とはされず、社会からの期待に求められている (前掲 Knox. 2011. p.16 及び前掲 UN Docs. p.16-17 para54, 2008.)
- ²⁹ 「相当の注意義務」と訳されるが、具体的にはリスクアセスメント調査とその結果に対応するための予防・緩和措置を行うことを意味する。
- ³⁰ 前掲 Knox, John H., 2011. p.36
- ³¹ 日本語版『OECD 多国籍企業行動指針：世界における責任ある企業行動のための勧告 2011 年日本語仮訳版』は外務省等が作成している。原文となる英語版は *OECD Guidelines for Multinational Enterprises* である。
- ³² 熊谷謙一. 2013. ISO26000 と労使の課題. p.13
- ³³ 前掲 UN-REDD PROGRAMME. 2013
- ³⁴ FCCC/SBSTA/2013/L.12 13 June 2013
- ³⁵ 2009 年 5 月から活動している先住民族団体、NGO、政府などからなるワーキンググループ。CCB スタンダードを運営する The Climate, Community & Biodiversity Alliance (CCBA) と CARE International が事務局となっている。
- ³⁶ REDD+ SES. 2012. Guidelines for the use of REDD+ Social & Environmental Standard at country level Version 2
- ³⁷ 前掲 REDD+ SES. 2012
- ³⁸ 前掲 UN-REDD Programme